第十八条第三項に次の一号を加える。
七　第十五条の二第六号の区別
第十九条第四項に次の一号を加える。
七　第十五条の二第六号の区別
第十九条の二第一項に次の一号を加える。
六　第十五条の二第六号の区別
第十九条の二の二第一項に次の一号を加える。
六　第十五条の二第六号の区別
第二十一条の二の次に次の一条を加える。
（被保険者等の区別変更の届出）
第二十一条の三　事業主（船舶所有者を除く。以下この条において同じ。）は、被保険者に係る第十五条の二第六号の区別の変更があつたときは、当該事実があつた日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第二十八条の三の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。
一　被保険者の氏名、生年月日及び住所
二　基礎年金番号
三　変更の年月日
四　事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称
2　事業主は、七十歳以上の使用される者に係る第十五条の二第六号の区別の変更があつたときは、当該事実があつた日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。
一　七十歳以上の使用される者の氏名、生年月日及び住所
二　基礎年金番号
三　変更の年月日
四　事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称
第二十九条の二中「及び」を「、」に、「第二十二条まで」を「第二十一条の二まで及び第二十二条」に改める。
第四十七条の二の二第三項中「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号。以下「機能強化法」という。）」を「年金機能強化法」に改め、同条第四項中「機能強化法」を「年金機能強化法」に改める。
第八十八条の十第一項第一号ハ中「標準酬月額等」を「標準報酬月額等」に改める。
第八十九条の三第一項中「実施機関（」を「各実施機関（」に改める。
第九十三条第二号の次に次の一号を加える。
二の二　第十四条の四第一項の規定による申出書の受理
附　則
（施行期日）
第一条　この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。
（短時間労働者の報酬の決定に関する経過措置）
第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十八年十月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則第二十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「被保険者の資格を取得した月」とあるのは「健康保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年厚生労働省令第七十五号）の施行の日（次号において「施行日」という。）の属する月」と、同条第三号中「被保険者の資格を取得した月」とあるのは「施行日の属する月」とする。
第三条　施行日から平成二十八年十月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則第九条の四の規定の適用については、同条第二号中「被保険者の資格を取得した月（七十歳以上の使用される者にあつては、第十条の四の要件に該当するに至つた月。次号において同じ。）」とあるのは「健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年厚生労働省令第七十五号）の施行の日（次号において「施行日」という。）の属する月」と、同条第三号中「被保険者の資格を取得した月」とあるのは「施行日の属する月」とする。
（厚生年金保険法施行規則第十条の四の規定による七十歳以上の使用される者の要件に関する経過措置）
第四条　施行日前において、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下「七十歳以上の使用される者」という。）に該当する者であつて、施行日まで引き続き七十歳以上の使用される者に該当するものについては、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号。次条において「年金機能強化法」という。）第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第十二条（同条第五号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後引き続き施行日において使用されていた事業所に使用されている間は、適用しない。
第五条　当分の間、年金機能強化法附則第十七条第一項に規定する特定適用事業所以外の適用事業所に使用される七十歳以上の者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この条において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同法第二条に規定する短時間労働者（前条の規定により引き続き七十歳以上の使用される者に該当するものを除く。以下この条において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当するものについては、厚生年金保険法施行規則第十条の四の規定にかかわらず、同条に定める要件に該当しないものとする。

○厚生労働省令第七十六号

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第二十一条の改正規定中「に改め」の下に「、同条第三号中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に改め」を加え、同令第二十二条第三項の改正規定中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第一号若しくは第二号又は前条第三号」に改め、「第五号まで」の下に「又は前条第三号」を加え、同令第二十三条第一項の改正規定を削り、同令第二十八条第一項第一号の改正規定中「第三号まで」を「第三号まで若しくは第四十条第二項第一号若しくは第二号」に、「第三号まで若しくは第五号」を「第五号まで」に改め、同令附則第一条の次に一条を加える改正規定及び同令附則第二条第一号の改正規定を削り、同令様式第五及び様式第六の改正規定を次のように改める。